

KNC NETWORK NEWS

2018年4月14日 発行

気になる記事: 65歳定年、3社に1社。収入維持、シニア士気向上

60歳定年が日本企業の8割を占めるなか、給与水準を維持してシニアの士気高める定年延長を選ぶ動きが広がってきた。2013年施行の改正高年齢者雇用安定法で、企業は希望者全員を65歳まで雇用することが義務付けられている。



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

経営一言: 愚痴を言い続けても始まらないからね。日本に適応して、グラウンドで実力を示すしか道はないぞと自分に言い聞かせた。

(横浜ベイスターズ監督 アレックス・ラミレス氏)

—所長コメント: 言葉も風土も異なる処で何かをしようとするれば、まずは、その土地に馴染むことです。その組織に属したときには、その組織の規律に従うことです。信頼されるのは、理屈ではなく実績を積み上げることです。—

小規模企業共済、役員なら誰でも加入できるか 《税務》

小規模企業共済に加入できる役員は、商業登記簿謄本に役員登記されている人に限られます。たとえ「相談役」や「顧問」として役員の肩書を与えられていても、登記がなければ加入できません。

小規模企業共済は小規模企業の経営者や役員、個人事業主が退職時に備えてお金を積み立てる制度です。月々の掛金は1千円～7万円の範囲で500円刻みで自由に設定でき、確定申告の際には、その全額を課税対象所得から控除することができます。また、退職や廃業の際に受け取る共済は、一括受け取りなら退職所得、分割なら公的年金等の雑所得となり、どちらの受け取りからでも所得控除を受けられます。

大災害に備える 《経営》

吉村昭著『三陸海岸大津波』によると、明治29年の大津波は死亡者数が約2万6千名、昭和8年の大津波は約3千名、昭和35年のチリ地震津波は約1百名でした。

そして、何度も大津浪を体験した老人の言葉を紹介しています。「津波は、時世が変わってもなくなる。必ず今後も襲ってくる。しかし、今の人たちは色々な方法で十分警戒しているから、死ぬ人はめったにないと思う」と。ところが、平成23年の東日本大震災で、またも甚大な被害を受けてしまいました(死亡者・行方不明者計約1万9千名)。

さて、今や大地震・大噴火・風水害・テロ等その他のリスクを想定した「事業継続計画」(BCP)が一層注目されています。しかし、中小企業においては計画策定に取り組む優先順位が必ずしも高くありません。3年前、某会社の工場新設会議でBCP策定が検討されましたが、「今のところ発生の緊急度が低く、政府が対策を強化しているから、何とかなるのでは」という発言で立ち消えになりました。必要性は感じて一日延ばしで棚上げになってしまうテーマなのかもしれません。その後、この案件は、議題にあがっても時間や予算等の制約により前進しない状況が続いているようです。手遅れにならないうちに早急な対応が求められます。

役員報酬の改定 《税務》

役員報酬を年度途中で改定すると、それ以降の分は原則的に損金に含められません。自由に役員報酬を変動させられると利益調整が可能になってしまうため、年度途中での報酬改定には厳格な要件が定められているからです。役員報酬を改定しても損金算入を認められる数少ない例外の一つが、経営状態の著しい悪化などやむを得ない理由がある時に報酬を減額する「業績悪化事由」です。会社を立て直すために報酬減額が避けられないと客観的に判断できる時には、改定後の給与も損金として計上できます。業績悪化事由が認められるエースとして国税庁は、①株主との関係上、業績悪化について経営上の責任を問われて減額した時、②取引銀行との借入金返済のリスケ協議で減額を要請された時、③取引先等の信用確保のため経営改善計画を策定し、そのなかに役員給与と減額が盛り込まれた時などを例示しています。又、現実には自社に何の責任がなくても業績悪化の波に飲み込まれることもあります。例えば一番の取引先が不渡り手形を出してきた時などがそれで、主要な得意先の経営悪化によって自社の経営が今後著しく悪化することが避けられない時も、役員報酬を減額する「やむを得ない理由」に該当するといえます。

また現状では自社に被害が及んでいなくても、得意先が他社に不渡りを出していて、数か月後には自社との取り引きにも波及することが確実であれば、先手を打っての報酬減額も業績悪化事由として認められています。他には主力商品に不具合が発生して、今後多額の損害賠償金の支払やリコールが避けられない時にも、同様に業績悪化事由の理由として認められるようです。ですが実際には、業績悪化を理由とした役員報酬の改定は難しいかもしれません。当局は、「法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかった」というくらいでは、業績悪化に該当しないと通達に規定しています。

印紙税、増額時は変更前の文書記載必須 《税務》

商品の売買契約で90万円の契約書を取り交わした後に、買い手が追加購入を決めたため、元々の取り引きが110万円の取り引きに変更した場合、新に交わす契約書に、変更前の契約書がある旨を記載しないと、印紙税が額が高くなってしまいます。新たな契約書には「当初の売買金額90万円を110万円とする」もしくは「当初の売買金額90万円から20万円増額する」など記載することになりますが、この契約書に変更前の契約書の名称、文書番号、契約年月日など変更前の文書を特定できる内容の記載があれば、課税対象額は増額分の「20万円」と税務上では判断します。しかし、変更前の契約金額を記載した契約書がある旨を記載しないと、課税対象となる記載額は「110万円」となり、記載した時と比べて税額が多くなってしまいます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。